

令和7年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年8月8日（金）午後1時27分 から 午後2時33分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員 13番 國府田 喜久男

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 26 号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 27 号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 28 号	買受適格証明（5条）について
議案第 29 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 30 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第 31 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）

4、報告

報告第 18 号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 19 号	農地法第5条の制限除外について
報告第 20 号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 21 号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

7、会議の概要

議 長

それでは、只今より、令和7年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、13番 國府田喜久男委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、市村補佐、大塚主任、廣瀬主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、12番・竹内 紀男委員と14番・高橋 修委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第26号 受付番号10番は、7番議席・赤城 美子 委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後 1時29分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第26号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年8月8日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。4ページをお願いします。

番号：10番、権利：所有権移転有償、所在：向上野字須津加、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：2,807 m²、譲渡人又は貸主：筑西市向上野、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：1,650 m²、受人：907,585.44 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。以上です。

議 長

事務局から説明がありました。

番号10番について、調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄 委 員	17 番、寺内が報告いたします。 去る先月の 25 日に明野支所において、申請書類の確認を行いました。その後関係者への電話をいたしまして、確認をいたしました。受入は地区でも有数の農業法人であります。それから渡人ですが、ここに記載されている方はすでに亡くなっておりました。今回息子さんに名義変更ということで、その手続きが済んだことで、申請になったとのことでした。 この畑については、以前から受入が耕作しており、今回、耕作できないからということで売買を申し入れたところ、引き受けてくれるということになったとのことでした。この近くですね、周りの農地も同一の受入が、結構売買にて引き受けておまして、規模拡大を図っているというところですよ。 以上、申請書類、本人の確認についても、問題ないかと思われませんが、皆さんのさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 26 号 受付番号 10 番を採決いたします。 議案第 26 号 受付番号 10 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 26 号 受付番号 10 番を原案どおり許可することに、決しました。ここで、7 番議席 赤城美子委員の除斥を解きます。 午後 1 時 3 3 分 解除 続いて、受付番号 5 番から事務局より説明願います。
事務局長	引き続き、廣瀬主任の方から説明させます。
廣瀬主任	番号 1 番から 4 番は保留となります。次のページをお願いします。 5 番、所有権移転有償、井上字二本木、畑、畑、1,266 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市井上、37,397 m²、4,937 m²、1、1。

6 番は保留となります。

7 番、所有権移転有償、木戸字宮本、畑、畑、271 m²、筑西市松原、筑西市木戸、15,363 m²、0 m²、3、3。

番号 8 番、9 番は保留となります。

次のページをお願いいたします。

11 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、田、田、656 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 804 m²、筑西市桑山、筑西市桑山、66,864 m²、23,395 m²、2、2。

12 番、所有権移転無償、門井字裏原、畑、畑、99 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 280 m²、筑西市門井、水戸市千波町、280 m²、280 m²、1、1。

13 番、所有権移転有償、茂田字三ツ谷前、畑、畑、1,882 m²、つくば市研究学園、筑西市茂田、6,864 m²、2,337 m²、4、2。

14 番、所有権移転有償、門井字富士山、田、田、1,836 m²、筑西市門井、筑西市門井、3,391 m²、9,920 m²、1、1。

15 番、所有権移転無償、花田字前田耕地、畑、畑、1,333 m²、筑西市花田、筑西市藤ヶ谷、4,054 m²、21,786 m²、1、1。

16 番、所有権移転無償、二木成字弁天、田、田、694 m²、筑西市下岡崎、筑西市二木成、1,350 m²、0 m²、2、2。

17 番、所有権移転有償、大島字村前、畑、畑、270 m²、筑西市大島、筑西市大島、14,630 m²、17,752 m²、3、3。

18 番、所有権移転有償、大島字宮後、畑、畑、235 m²、筑西市大島、筑西市大島、17,752 m²、14,630 m²、2、2。

19 番、所有権移転有償、小栗字仲町西、田、田、300 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 491 m²、水戸市河和田町、筑西市小栗、491 m²、12,663 m²、1、1。

20 番、所有権移転無償、中上野字東台道南、畑、畑、466 m²、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 4,613 m²、筑西市中上野、桜川市岩瀬、6,174 m²、0 m²、2、2。

21 番、所有権移転有償、下野殿字古新田、畑、畑、1,172 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,191 m²、筑西市布川、筑西市下野殿、16,352 m²、76,518 m²、2、2。

22 番、所有権移転有償、下野殿字西久保、畑、畑、487 m²、栃木県小山市駅東通り、筑西市野殿、487 m²、1,892,032 m²、1、1。

23 番、所有権移転有償、落合字富士、田、田、3,790 m²、水戸市上国井町、筑西市字落合、63,973 m²、394,978 m²、4、4。

24 番、所有権移転無償、岡芹字稻荷手、畑、畑、340 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 10,697 m²、筑西市谷中、筑西市谷中、11,608 m²、11,608 m²、1、1。

25 番、所有権移転無償、横塚字町西、田、田、970 m²、筑西市稲野辺、筑西市横塚、外 1 名、970 m²、0 m²、2、2。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号5番から、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委員

8番の齊藤です。5番、7番を報告いたします。

5番は3か月くらい前から保留案件となっていたものです。事務局が、荒廃農地の解消が済んだという連絡を受け、担当者が現地を確認してきれいになっていたそうです。

渡人に事務局で確認していただきましたところ、書類とか、この売買について、間違いがないということでした。

7番、これも保留案件で、2ヶ月が経過しておりまして、先月、私が近くなもんですから、確認したところ、きれいになっているので、事務局に連絡なかったかっていうことを質問したと思いますが、現地を確認してきれいになっているような状況でした。

渡人に電話で確認しましたところ、この渡人がこの土地の集落の出身の方だそうで、相続したようです。

ちょっと管理ができないということで、この土地の隣に住んでいる受人に買っていただけないかということで、話がまとまったそうです。

2件とも許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

11番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

23番、蓮沼が報告いたします。

7月25日に書類審査をいたしまして、その後、関係者に電話で確認いたしました。

まず11番ですけど、渡人は地域の大規模農家でありまして、今回の申請土地と、備考欄に書いてありますように地目が山林という土地に渡人が倉庫を建設するために、受人に、土地の交換を申し込んだところ、快諾したということで今回の申請になります。

ですけど受人の方がね、かなり高齢な方なもので、引き続き渡人が耕作するということでもあります。

次、17と18番ですけど、これはそれぞれ、同じ地区で、利便性を高めるために、交換してもらえないかっていうことで、17番の渡人が、受人に相談したところ、それでいいですよということで、今回の申請になったようであります。

3件とも許可相当かと思われます。皆様のさらなる審議をよろしくいたします。以上です。

議長

12番をお願いします。

岩 進
渚 員
委 員

4 番の岩渚です。

3 条の 12 番と 25 番の案件を報告します。

先月 25 日、両案件とも書類審査を行いました。

まず、12 番の案件ですが、親子間の所有権移転無償の案件です。後日、渡人に申請内容の確認を行いました。内容に間違いがないことを確認しました。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方の更なる審査をお願いいたします。

次に 25 番の案件ですが、親族間の所有権移転無償の案件です。後日渡人に電話確認をしたところ、何度電話しても連絡が付きませんでした。そのため、受人に申請内容の確認を行いました。そのあと、農業委員会事務局に代理人を通して渡人に内容確認を行いました。

両方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

13 番をお願いします。

中 保
澤 員
委 員

9 番、中澤です。

13 番の案件について報告いたします。

7 月 24 日に書類審査を行いました。

後日、受人渡人さんへ連絡をとり、今回の件で確認をいたしました。

受人の方が家庭菜園というか、トマトとかスイカ等を作りたいということで、今回の売買が成立したそうです。

申請書類も不備がなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審査、お願いいたします。

議 長

14 番をお願いします。

稲 見
く に 子
委 員

16 番、稲見です。

14 番について報告します。

7 月 25 日、書類審査を行い、後日、受人に話を聞きました。

この土地は 20 年以上受人が耕作しているということです。

渡人は現在病気療養中で、この先、耕作することはなく、買って欲しいという話があったので、受人が買うことになって話がまとまったそうです。

書類に不備も見られず、許可相当かと思われますが、皆様のさらなる、ご審議をお願いいたします。以上です。

議長

15 番をお願いします。

竹内紀男

12 番竹内が報告いたします。

委員

15 番について報告いたします。

先月の 24 日に、関城支所において、書類審査及び現地確認をいたしました。

後日、渡人に何回も電話したのですが、連絡が取れないので、受人の方に連絡をいたしまして、申請のとおり、間違いはないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

16 番をお願いします。

永井尚子

3 番、永井が報告いたします。

委員

7 月 24 日、書類審査を行い、後日、渡人に電話で確認をいたしました。

申請されたこの取引に間違いはないとのことでした。

皆様のさらなるご審議のほどをよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

19 番をお願いします。

秋山員宏

18 番秋山が 19 番を報告いたします。

委員

先月の 25 日に書類審査をいたしました。

後日渡人に電話したのですが、電話番号が間違っていたので、受人に電話をいたしまして、渡人の電話番号を改めて聞きまして、かけ直しました。

渡人は高齢で、今後も耕作する意思もなく、受人に、農地を買ってくれないかとお相談したところ、売買に至ったそうです。

契約内容に不備もなく許可相当と判断いたしますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

20 番をお願いします。

寺内美雄

17 番寺内が報告いたします。

委員

7 月 25 日書類の確認を行いました。

受人は、渡人の娘婿です。渡人の方に何度か電話したんですが、携帯電話が留守番になってしまって通じませんでした。それで受人の方に、義理の、自分の奥さんの父親であるということで確認をし、事情を聞きました。奥さんの実家の、跡取りがですね、農家の方はやる気がなくて、以前から受人が農家の方

を手伝っていたとのことでした。今回、譲り受けてきちっとやっていきたいということで、贈与で受けて作りたいとのことでした。

以上、許可相当かと思われますが、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議 長

21 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

19 番宮山です。7 月 24 日に、書類のみ確認しております。

後日、本人確認で、電話をしましたが、なかなか女の人は 1 回で出てくれなくてですね、代理人がいましたので、その代理人から、返答してください、というようなことで、申しつけまして、何とかこう、間違いないということで電話確認をしております。

そういうことから、許可相当と思われます。また、さらなるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議 長

22 番をお願いします。

高島敏男
委 員

2 番高島です。

22 番を報告いたします。

私には栃木に住んでいるということで、耕作ができなく、現在も本宅の方に耕作してもらっているような状況です。今回、本宅の方に買ってくれないかってことで話したところ、買ってでもいいですよっていうような話になりました。それで、書類の方にも不備がなく、売買は問題なしと考えます。

皆様のさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長

23 番をお願いします。

高橋 修
委 員

14 番高橋です。

私からは、23 番と 24 番について報告いたします。

まず、双方とも 7 月 24 日に書類審査を行い、同日、電話連絡をしました。

23 番については、渡人が県農林振興公社の申請であり、受人に確認をしました。受人は地域でも有数の大規模農業者であり、地権者が移転されていることで、本人が農地を処分したいとのこと、今までも受人が耕作していたので取得することにしたそうでございます。申請のとおり、間違いないとのことでした。

次に 24 番ですが、代理人申請により、渡人への電話連絡でしたが、渡人が 99 歳と高齢者でもあり、息子さんである受人に確認しようとしてしまいましたが、

留守のため電話口に出た渡人の娘さんに話をしたところ、内容も知っておりまして、何とか渡人とも電話で確認することができまして、息子に譲り渡したとのことで、申請書のとおりに間違いのないことでした。

双方いずれも、書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 26 号 受付番号 5 番、7 番、および 11 番から 25 番を採決いたします。

議案第 26 号 受付番号 5 番、7 番、および 11 番から 25 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第 26 号 受付番号 5 番、7 番、および 10 番から 25 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 渡辺主任より説明させます。

渡辺主任 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

まず、番号 1 番についてですが、令和 6 年度第 8 回総会において審議され、許可相当と判断されている案件でございます。本件の転用事由は太陽光発電設備ですが、この場合農地法とは別に市太陽光条例の許可を得る必要があり、許可日を合わせる運用を行っているため農地法の許可処分は行っておりませんでした。

今般、申請者より太陽光条例の許可取得を断念する旨の連絡があり、併せて農地法の許可申請取下願が提出されております。

番号2番、権利：賃貸借権、所在：中館字天神窪、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：105 m²、外1筆、合計2筆、合計面積841 m²、譲渡人又は貸主：筑西市中館、譲受人又は借主：筑西市中館、転用事由：資材置場。

申請地は、市立中小学校の南側約500m、国道50号線の東側約200mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地付近で建設業を行う法人です。今般、既存の資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

3番、所有権移転有償、玉戸字小明部、畑、雑種地、1,279 m²、筑西市玉戸、筑西市玉戸、資材置場。

申請地は、国道50号線の南側約900m、JR水戸線玉戸駅の東側約1.9 kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で産業廃棄物処理業を行う法人です。今般、資材置場として使用していた土地が農地法の許可を取得していないことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

4番、所有権移転有償、木戸字株木、畑、畑、329 m²、筑西市木戸、筑西市木戸、自己住宅。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南側約550m、国道294号線の西側約750 mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

5番、所有権移転有償、関本中字下萱野、畑、畑、1,348 m²、筑西市関本中、東京都中央区京橋、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市役所関城支所の西側約700m、市立関城西小学校の東側約200mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

6番、所有権移転有償、向上野字香取、山林、畑、408 m²、筑西市直井、東京都中央区京橋、太陽光発電設備。

申請地は、市立上野小学校跡地の南東側約850m、県道つくば真岡線の西側約1.1 kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請

するものです。

7番、賃貸借権、藤ヶ谷字小富士、畑、畑、1,403 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、資材置場。

申請地は、市立関城中学校の北東側約1 km、市立関城東小学校の北西側約1.4 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建設業を行う法人です。今般、既存の資材置場が不足したため、新たに確保すべく申請するものです。

8番、所有権移転有償、下川島字御料境、畑、畑、226 m²、外6筆、合計7筆、合計面積4,104 m²、結城市大字小森、兵庫県姫路市四郷町中鈴、駐車場及び資材置場。

申請地は国道50号線の南側約100m、県立鬼怒商業高校の東側約300mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き、申請地付近で食肉加工業を営む法人です。今般、従業員100人規模の新規雇用の計画があり、新たに駐車場の確保が必要になったこと、また用地返却に伴う資材置場の確保が必要となったことから申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号2番から、調査委員の報告をお願いします。

坂入進
委員

5番坂入です。

5条の2番を報告いたします。

先月の24日に、書類審査及び現地確認を行いました。

書類には不備がないということを確認いたしました。

後日、渡人と電話確認をいたしまして、申請に間違いのないことであります。渡人と受入は夫婦同士になっております。

現地はですね、第二種農地でありまして、一番末端にある農地なんですが、雨の日はもう要するに、川のようになってしまって、作物はつukれない状態だというようなことでございます。

それでですね、こちらの資材置場なんですが、やはり近隣に法人の、建築関係をやっておりますが、これが仕事の方がですね、かなり増えたということで、資材置場を建設したいというようなことであります。

特に問題ないと思われませんが、さらなる皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議長

3 番をお願いします。

宮山繁治
委員

19 番宮山です。

3 番について説明します。

7 月 24 日に書類と現地調査をしております。

ここはですね平成 17 年から、まあ約 20 年ぐらい前から、受人がもう段ボール等の産廃を置いて、資材置場として利用しております。

しかし手続きがね、されなかったために始末書というようなことで是正して、今回やっているというようなことであります。

それで本人確認ですね、渡人の方には電話したんですが、まるっきり電話が違ってですね、農業委員会事務局の方へ電話したんですが、これ代理人申請ですから、代理人が全然その日にいないということで、連絡がつかないというようなことで、1 日かかっちゃうような案件なんですが、私の方でね、受人に電話しまして、ちゃんとした渡人の電話を聞きました。

そして連絡つきまして、本人に間違いがないというようなことで決着がついておりますが、やはり代理人の中には、そういったね、人もおると思うんで、やっぱり全員がね、気をつけて、電話番号については間違いないようにお願いしていただきたいというふうに思っております。

従ってこの案件についてはね、許可相当と思いますんで、またさらなるご審議を皆さんから、お願いしまして以上とします。

議長

4 番をお願いします。

齊藤一弥
委員

8 番の齊藤です。

7 月 24 日に関城支所におきまして、書類審査、その後現地調査を行いました。後日、渡人に電話確認をしましたところ、受人のお父さんと知り合いで、この受人の家を建てるのに、この土地を売っていただけないかということで売買になったそうです。受人はこの土地のすぐ近くの借家に住んでいまして、ここを希望したようです。

許可相当と思われますが、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

5 番をお願いします。

栗島菊雄
委員

10 番栗島です。

5 番を報告いたします。

先月の 24 日に書類審査をし、書類には不備はなかったです。

後日渡人の方に連絡し、確認をして参りました。

	申請書類に間違いがないということで、ご報告申し上げます。以上です。
議 長	6 番をお願いします。
寺内美雄 委 員	17 番、寺内が報告いたします。 7 月 25 日、書類の確認と、その後現地の確認を行いました。 ちょうど現地へ行ったところ、受人の関係者が、草刈りをして綺麗にしているところでした。 そのあとですね、渡人の方に電話で確認をいたしました。 書類の申請どおり、太陽光発電設備のための所有権の移転であるということで、申請に間違いがないということでした。 以上、許可相当かと思われませんが、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。
議 長	7 番をお願いします。
竹内紀男 委 員	12 番竹内です。 7 番について報告いたします。 先月の 24 日に関城支所において、書類審査及び現地を確認いたしました。 後日、渡人に電話をいたしましたが、やっぱり連絡が取れず、受人の方に連絡いたしまして、申請書のとおり、間違いがないということでした。 書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	8 番をお願いします。
新井英雄 委 員	24 番、新井です。 8 番についてご報告いたします。 7 月 24 日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。 場所は、筑西環境センターの西側で、駐車場及び資材置場の申請でした。 渡人に連絡をしたところ、申請書どおり間違いがないということでした。 それでもなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議お願いいたします。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。

委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 27 号 受付番号 1 番から 8 番を採決いたします。 議案第 27 号 受付番号 1 番を取下とし、2 番から 7 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。議案第 27 号 受付番号 1 番を取下とし、2 番から 7 番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 27 号 受付番号 8 番は 30 a を超える農地転用事案となります。 議案第 27 号 受付番号 8 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。よって、議案第 27 号 受付番号 8 番を、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 次に、議案第 28 号「買受適格証明(5 条)について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	議案第 28 号、買受適格証明(5 条)について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：証明願、所在：関本上字深町、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,446 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,238 m²、譲受人又は借主：筑西市関本下、転用事由：資材置場、公売期日：令和 7 年 9 月 26 日。 申請地は、県道結城下妻線の西側約 100m、県西自動車学校の南側約 1.2 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建設業を営む法人です。今般、既存の資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番、栗島です。1 番を報告いたします。
受入は地元で、建設業を開いて、手広く事業している会社です。優良企業とも言いますか、なかなかいい会社ですね。
書類審査、現地を確認しましたところ、関城地区の農業委員・推進委員さんは、買受適格証明を発行してもいいのではないかという、許可相当と判断して参りました。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 28 号 受付番号 1 番を採決いたします。
議案第 28 号 受付番号 1 番を原案どおり買受適格証明(5 条)を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって議案第 28 号 受付番号 1 番を、原案どおり買受適格証明(5 条)を発行することに、決しました。

次に、議案第 29 号「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 29 号 現況確認証明(非農地証明)について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、所在：嘉家佐和字一反歩、登記簿地目：畑、現況地目：山林原野、面積：1,094 m²、判定地目：山林原野、利用状況：山林、所有者：筑西市旭ヶ丘。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南側約1.7km、県道谷和原筑西線の西側約550mに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2番、小川字空拓山、畑、宅地、230 m²、宅地、住宅敷地、筑西市小川。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約440m、市立川島小学校の北側約1.6kmに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3番、中館字大山、畑、宅地、181 m²、外1筆、合計2筆、合計面積362 m²、宅地、住宅敷地、筑西市みどり町。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の東側約250m、市立中小学校の北側約10mに位置する土地です。

昭和50年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

4番、赤浜字谷原道、畑、宅地、322 m²、宅地、住宅敷地、筑西市赤浜。

申請地は、県道赤浜上大島線の北側約100m、市立上野小学校跡地の西側約1.1kmに位置する土地です。

昭和49年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5番、関本上字天神下、畑、宅地、665 m²、外1筆、合計2筆、合計面積995 m²、宅地、農家住宅敷地、筑西市関本上。

申請地は、県道結城下妻線の東側約460m、市立関城西小学校の北側約1.4kmに位置する土地です。

平成13年には、農地ではないとして「家屋評価証明書」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。

新井英雄
委員

24番の新井です。

1番について報告いたします。

7月24日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。場所は判定地目どおり、山林原野でね、入る所のないような場所でした。20年以上経過しており

ますので、非農地証明許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

高島敏男
委 員

2 番高島です。

2 番の報告をいたします。

ここの畑は半分がすでに車庫になっていました。この車庫もすでに 20 年以上、車庫として使用してまっすっていうことなんで、この土地に対する書類にも不備がなく、非農地証明の発行に問題なしと思われませんが、さらなる皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

坂入 進
委 員

5 番坂入です。

非農地証明の 3 番を報告いたします。

先月 24 日に書類審査及び、現地確認を行いました。

書類には不備が見られませんでした。

現地はですね、宅地に畑らしいところが見られない、というようなことで、これも 20 年以上経過しているというようなことで、特に問題はないかと思われませんが、さらなる皆様方の審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

寺内美雄
委 員

17 番寺内が報告いたします。

この申請の畑ですが、すでにもう住宅の敷地の、全く一部となっております。現地を 7 月 25 日、書類の確認の後に見に行ったんですが、全くもう塀の中で敷地の一部となっております、すでに 20 年以上経過しており、また、航空写真も添付されていたことから、証明書の発行については、相当かと思われます。

以上です。

議 長

5 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番栗島です。

5 番を報告いたします。

先月の 24 日、書類審査、現地確認をして参りました。

やはりすでに敷地は農家住宅敷地として利用されておりました。議案書にも

載っているように、平成 13 年からという 20 年以上経過していますので、1 つの、許可の目安となりますので現況確認証明の発行は許可相当かと思います。
よろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 29 号 受付番号 1 番から 5 番を採決いたします。

議案第 29 号 受付番号 1 番から 5 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員。よって議案第 29 号 受付番号 1 番から 5 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。

なお、議案第 30 号は、8 番議席・齊藤 一弥委員、10 番議席・栗島 菊雄委員及び 24 番議席・新井 英雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 2 時 21 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任 議案書の 16 ページをお願いいたします。議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希

望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付けにおいて、契約開始日につきましては、新規及び利用権からの移行のものは、令和7年10月1日。中間管理機構を介しての貸借更新のものは令和7年12月1日がそれぞれ開始日となり、各総括表が示してございます。

現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

まず新規ですが、契約が3年以上6年未満のものが、3筆 2,433㎡。

10年以上のものが、65筆 127,944㎡。合計 68筆 130,377㎡でございます。

次に、利用権から移行されたものについてですが、契約が3年以上6年未満のものが、41筆 71,473㎡。10年以上のものが、139筆 181,371㎡。

合計 180筆 252,844㎡でございます。

次に、中間管理機構を介しての貸借更新については、契約が3年以上6年未満のものが、1筆 2,571㎡。10年以上のものが、81筆 213,211㎡。

合計 82筆 215,782㎡でございます。

明細につきましては、18ページから27ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。

議案第30号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第30号を採決いたします。

議案第30号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(一括方式)」を賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。よって、議案第30号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(一括方式)」を決定することに、決しました。

ここで8番議席・齊藤 一弥 委員、10番議席・栗島 菊雄委員及び24番議席・新井 英雄委員の除斥を解きます。

午後 2時26分解除

議 長

次に、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案書の28ページをお願いいたします。議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」令和7年8月8日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画(案)総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。再配分されたものの契約開始日は、令和7年10月1日となります。

現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

契約が3年未満のものが、2筆 151㎡。以上でございます。

明細につきましては、30ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

議案第31号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

議案第31号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 31 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を決定することに、決しました。

次に、日程第 4 報告第 18 号から第 21 号を、事務局より説明願います。

事務局長

市村補佐より説明させます。

市村補佐

報告第 18 号から報告第 21 号までを一括してご説明させていただきます。
初めに 31 ページをお開き願います。

報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 3 件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 1 件、太陽光発電設備 1 件、建売住宅 1 件でございます。

次に 33 ページをお願いいたします。

報告第 19 号 農地法第 5 条の制限除外について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 1 件で、認定農業者による農業用倉庫への転用でございます。

次に 35 ページをお開き願います。

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

36 ページから 46 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、39 件でございます。

次に 47 ページをお開き願います。

報告第 21 号 非農地判断について、令和 7 年 8 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

非農地判断件数 5 件でございます。

現地調査を実施し、当該農地が山林化等により耕作に資することができない状態であると非農地判断を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第 18 号から第 21 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 7 年度第 5 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和 7 年 8 月 8 日

議 長

署名委員

署名委員